

## 関税法施行令等の一部を改正する政令案要綱

1. 経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定（以下「オーストラリア協定」という。）における関税についての特別の規定による便益を適用する場合に必要な締約国原産地証明書及びオーストラリア協定原産品申告書等に関する所要の規定を整備することとする。（関税法施行令第4条の2、第4条の12、第36条の3、第51条の12及び第61条関係）
2. オーストラリア協定の適用を受ける豪州産牛肉の原産性の確認方法及び当該豪州産牛肉に係る輸入数量の算出に関する所要の規定を設けることとする。（関税暫定措置法施行令第18条の2及び第19条の3関係）
3. 関税暫定措置法第9条の2に規定する製造工場の承認申請手続等、豪州産飼料用麦に係る譲許の便益の適用に関する所要の規定を設けることとする。（関税暫定措置法施行令第33条の2～第33条の11関係）
4. 関税暫定措置法第9条の2に規定する製造工場の承認を受けた者が納付すべき手数料の額等に関する所要の規定を整備することとする。（税関関係手数料令第8条、第9条、第13条の4及び第14条関係）
5. オーストラリア協定に基づく関税の緊急措置及び関税割当制度等の導入に伴い、当該措置及び制度等の対象となる国際約束に当該協定を追加することとする。（関税暫定措置法施行令第19条の2関係）
6. オーストラリア協定において関税の譲許が特定の用途に供するものであることを要件としている物品の指定及びその譲許の便益の適用に関する所要の規定を整備することとする。（関税暫定措置法施行令第32条及び第33条関係）
7. オーストラリア協定において関税割当制度の対象としている物品の指定及びその割当ての方法等に関する所要の規定を整備することとする。（経済連携協定に基づく関税割当制度に関する政令第1条、別表第1及び別表第3関係）

8. その他所要の規定の整備を行うこととする。

9. この政令は、関税暫定措置法の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 110 号）の施行の日から施行することとする。（附則関係）